

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書			
物品番号	仕 様 書 番 号		
水戸地方合同庁舎受水槽清掃	茨城地本-Z 2 4 A 0 1 3		
	作 成	令和 6 年 3 月 8 日	
	変 更		
	作成部隊等名	自衛隊茨城地方協力本部	

1 適用範囲

本仕様書は、水戸地方合同庁舎で実施する受水槽清掃役務について適用する。なお、本仕様書に記載なき事項については、「水道法」及び関係法令並びに建築保全業務共通仕様書（最新版）に基づき実施する。

2 実施場所

茨城県水戸市北見町 1-11 水戸地方合同庁舎

3 役務内容

水戸地方合同庁舎設置の受水槽 2 基の清掃を実施する。
受水槽の諸元は下表のとおり。

場所	水槽名	容量	構造・材質
庁舎北側	受水槽	16.0 m ³	1 槽式・FRP 製
庁舎屋上	高置水槽	7.5 m ³	1 槽式・FRP 製

4 作業内容等

(1) 清掃作業

- ア 作業衣及び使用器具は、貯水槽等の清掃専用のものである。なお、作業に先立ち、作業衣及び使用器具を消毒し、作業が衛生的に行われるようにする。
- イ 水槽内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。
- ウ 作業開始前に水道吸込管元バルブを閉栓する。
- エ 水槽内の沈殿物及び浮遊物並びに壁面・電極棒等に付着した物質を除去し洗浄する。除去は、各所の材質に応じ、適切な方法で行う。
- オ 洗浄に用いた水は完全に水槽から排除する。
- カ 清掃終了後は、水道引込管内等の停滞水や管内のもらい錆等を水槽内に流入させないこと。

(2) 消毒作業

- ア 消毒薬は、有効塩素 50～100 mg/L 濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又は、これと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いること。
- イ 消毒は、水槽内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用し噴霧により吹付けるかブラシ等を利用して実施し、消毒終了後 30 分放置する。
- ウ 前記の方法により 2 回消毒を行い、消毒による排水を完全に排除するとともに、消毒終了後は水槽内に立ち入らない。

(3) 水張り作業

消毒終了後、水槽への注水を開始し、定水位になったことにより流入管からの給水が停止することを確認後、マンホール蓋を施錠する。

(4) 水槽外部洗浄作業

水張り終了後、水槽外面の洗浄を実施する。その際、洗浄水が水槽内に流入しないようにすること。

5 検査

作業完了後、本仕様書に基づき検査を実施する。

6 その他

(1) 資格

本役務を実施する作業責任者は、貯水槽清掃作業監督者講習会課程の修了者とする。なお、事前に講習会修了証の写しを提出する。

(2) 細菌検査

本役務に従事する作業者は健康状態の良好な者とし、事前に腸内細菌検査（赤痢菌・腸チフス菌・パラチフス菌・O-157）を実施する。検査報告書（1ヶ月以内のもの）の写し2部提出する。

(3) 役務工程表

契約相手方は役務実施前に工程表を官側に提出し、承認を受けるものとする。やむを得ず工程の変更を必要とする場合は、その都度、監督官の承認を受けるものとする。

(4) 現場管理

ア 作業現場の安全管理は関係法規に従い遺漏なく実施し、事故防止に万全な策を講じ常に注意を怠らないようにすること。

イ 作業の実施に伴い、他の施設及び物品等に汚損又は損傷を与えた場合は、契約相手方の負担により直ちに現状復旧すること。